

8.8 公共交通へのアクセシビリティ

8.8.1 調査事項

調査事項は、表 8.8-1 に示すとおりである。

表8.8-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度
予測条件の状況	・ 工事用車両の走行の状況 ・ アクセス経路における歩車道線分離の状況
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地周辺までの工事用車両の走行ルートは、アクセス性への配慮のため主に一般国道357号線（湾岸道路）及び都道318号環状7号線（環七通り）等の幹線道路を利用する。 ・ 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、大井ふ頭中央海浜公園の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画である。 ・ 来園者の通行ルートにおける仮囲い等による歩車道分離等も含めた交通安全対策の実施、交通整理員の適切な配置を検討する。 ・ 園路等を占有して工事を行う場合には、迂回路を設定し、園内の施設へのアクセス経路を確保する。 ・ 工事工程の平準化の検討により、工事用車両が集中しないこと等に努める計画である。 ・ 歩道等を占有する工事を行う場合には極力周辺への影響を抑えるなど、アクセス経路を確保する計画である。 ・ 大井ふ頭中央海浜公園の工事の実施状況、園内施設の休止期間、利用再開時期等については、現地看板のほか、東京都ホームページで広く周知する。

8.8.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.8.3 調査手法

調査手法は、表 8.8-2 に示すとおりである。

表 8.8-2 調査手法

調査事項	工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度	
調査時点	工事の施行中とした。	
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	工事中の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.8.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア. 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度

東京モノレールの大井競馬場から計画地までのアクセス経路は、マウントアップ形式やガードレール等の安全施設との組合せにより、歩道と車道が分離され、また、交差点は信号制御されており、工事前からの変化はない。

工事の実施に当たって、計画地外を改変することなく、工事用車両の走行ルートはマウントアップや横断防止柵により歩車道が分離されていた。工事用車両の出入口には交通整理員を配置するとともに、公園内ではアクセス経路と極力重ならないルートを利用し、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮し、安全走行を徹底した。また、公園内の来園者の通行ルートと工事用車両走行ルートが重複する区間については、仮囲い等による歩車分離等も含めた交通安全対策や、交通整理員の適切な配置を実施した。さらに、工事の実施に当たり公園内の園路等道路では一時的に通行規制を行ったが、適切な迂回路を設定し、一般歩行者のアクセスルートを確認した。

2) 予測条件の状況

ア. 工事用車両の走行の状況

工事用車両の走行の状況は、「4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容 4.2 内容」(p. 17～18) に示したとおりである。

イ. アクセス経路における歩車道線分離の状況

「ア. 予測した事項」に示すとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.8-3 に示すとおりである。公共交通へのアクセシビリティに関する苦情はなかった。

表8.8-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 計画地周辺までの工事用車両の走行ルートは、アクセス性への配慮のため主に一般国道357号線（湾岸道路）及び都道318号環状7号線（環七通り）等の幹線道路を利用する。 	<p>工事用車両は主に一般国道357号線（湾岸道路）及び都道318号環状7号線（環七通り）を走行することとし、計画地周辺のアクセス性に配慮した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、大井ふ頭中央海浜公園の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画である。 	<p>工事用車両が出入するゲートには、交通整理員を配置した。（写真8.8-1）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 来園者の通行ルートにおける仮囲い等による歩車道分離等も含めた交通安全対策の実施、交通整理員の適切な配置を検討する。 	<p>計画地周囲には高さ3mの鋼製仮囲いを設置し、歩車道分離に努めた。また、車両出入口には交通整理員を配置し、計画地周辺のアクセス性に配慮した。（写真8.8-1～2）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 園路等を占有して工事を行う場合には、迂回路を設定し、園内の施設へのアクセス経路を確保する。 	<p>大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内の園路等を占有する場合には迂回路の設置や道路保安用品の使用により公園内の施設へのアクセス経路を確保した。（写真8.8-3）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 工事工程の平準化の検討により、工事用車両が集中しないこと等に努める計画である。 	<p>工事用車両（主にダンプトラック、生コンクリート車等）の台数を調整し、工事用車両の集中を避けた平準化した工程計画とした。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 歩道等を占有する工事を行う場合には極力周辺への影響を抑えるなど、アクセス経路を確保する計画である。 	<p>歩道を占有する工事を行う場合には、仮設切り下げを設置し、交通誘導員を配置し、アクセス経路を確保した。（写真8.8-3）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 大井ふ頭中央海浜公園の工事の実施状況、園内施設の休止期間、利用再開時期等については、現地看板のほか、東京都ホームページで広く周知する。 	<p>工事の実施に伴う公園施設の休止期間、利用再開時期等についてスポーツの森管理事務所に掲示したほか、東京都や公園指定管理者のホームページで広く周知を行った。（写真8.8-4）</p>



写真 8.8-1 交通整理員



写真 8.8-2 仮囲い



写真 8.8-3 迂回路、道路保安用品設置



写真 8.8-4 お知らせ看板

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度

工事中は計画地までのアクセス経路の変更は行わず、工事用車両の走行にあたっては、出入口に交通整理員を配置するなどのミティゲーションを実施することにより、歩行者の通行への影響を最小限にとどめた。また、公園内の園路等道路では一時的に通行規制を行ったが、適切な迂回路を設定し、一般歩行者のアクセスルートを確認したことも確認した。

以上のことから、予測結果と同様に工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、計画地へのアクセシビリティは確保されたものとする。